

公安委員会 説明資料No. 1	犯罪被害者等給付金の審査請求事案の 裁決について	平成31年2月28日 長官官房

公安委員会 説明資料No. 2	DNA型記録取扱規則の一部を 改正する規則案について	平成31年2月28日 刑事局
--------------------	-------------------------------	-------------------

1 背景

被疑者DNA型記録等を警察において組織的に作成し、管理し、及び運用するために必要な事項は、DNA型記録取扱規則（平成17年国家公安委員会規則第15号。以下「規則」という。）において定められているところ、当該記録の対象となるDNA型については、規則第2条第2号において特定DNA型として定義付けられている。

この度、高度化された新たなDNA型鑑定機材の導入により、当該機材に対応する新試薬を用いることとなったため、鑑定の対象となる座位（染色体上の遺伝子の場所）が増加することから、当該座位に係るDNA型を特定DNA型に追加するための改正を行うもの。

2 規則案の概要

新試薬を用いた鑑定では、24座位を対象としたDNA型鑑定が可能となるところ、現行の規則第2条第2号において特定DNA型として掲げられている座位には、新試薬を用いた鑑定の対象となる24座位のうち2座位（SE33及びYindel）が含まれていないことから、当該座位に係るDNA型を特定DNA型として位置付け、その記録をデータベースに登録できるようにするため、当該座位を同号に追加することとする。

3 施行期日

平成31年4月1日（月）

4 意見公募手続

本規則の内容は、行政手続法（平成5年法律第88号）第4条第4項第6号（国と地方公共団体との関係について定める命令等）に該当することから、意見公募手続は実施しない。

1 趣旨

「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成30年12月25日閣議決定）を踏まえ、都道府県から中核市への事務・権限の移譲や地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し等のため、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」（第9次地方分権一括法案）として、関係13法律を一括して改正する中で、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）の改正（指定管理鳥獣捕獲等事業の従事者が、一定数量以下の火薬類を都道府県公安委員会の許可なく譲り受けることを可能とする。）が行われるもの。

2 改正火薬類取締法の概要

(1) 火薬類の無許可譲受けができる者として、指定管理鳥獣捕獲等事業に従事する者を追加（第17条、第50条の2 関連）

猟銃等に用いる火薬類（実包等）の譲受けには、都道府県公安委員会の許可が必要であるが、例外として、鳥獣保護管理法に規定される鳥獣捕獲許可や狩猟者登録を受けた者については、一定数量以下の火薬類の譲受けの許可が不要とされている。

今次改正において、鳥獣保護管理法に規定される指定管理鳥獣捕獲等事業に従事する者についても、一定数量以下の火薬類の譲受けの許可が不要とされるものとして、追加しようとするもの。

(2) その他

その他所要の規定を改正する。

3 施行期日

公布の日から起算して6月を経過した日

公安委員会	平成30年における人身取引事犯の	平成31年2月28日
説明資料No. 4	検挙状況等について	生活安全局

1 人身取引事犯の検挙状況

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
検挙件数	32件	44件	44件	46件	36件
検挙人員	33人	42人	46人	30人	40人
被害者数	24人	49人	46人	42人	25人

(1) 被疑者の状況

- 国籍・地域別では、日本が37人と約9割を占める。
- 風俗店等関係者が7人、暴力団構成員等が3人。

(2) 被害者の状況

- 国籍・地域別では、日本が18人で被害者の約7割を占める。外国人はフィリピンが4人、タイが3人で、この2か国により、過去5年間の外国人被害者の約9割を占める。
- 外国人の在留資格は、短期滞在が3人、興行が2人、日本人配偶者が2人。過去5年間では短期滞在が7割強、日本人配偶者が2割弱。
- 過去5年間で、被害者のほとんどが女性で、年齢別では日本人は20歳未満の者が約6割、外国人は20歳代の者が5割強を占める。

2 主な施策

(1) 民間企業・NGOとの連携強化

- 警察庁主催のコンタクトポイント連絡会議（平成30年7月開催）に航空会社を招へい。
- 管区局の研修においてNGO職員による講義を実施。

(2) 人身取引被害者の被害申告を促すための対策

- 人身取引被害リーフレットの改訂（QRコードの追加）等。

3 今後の対策

- (1) 人身取引事犯の確実な認知
- (2) 人身取引被害者の的確な保護・支援
- (3) 関係機関との連携等による取締りの徹底

1 犯罪収益移転防止法等の改正（年次報告書第2章（22頁～27頁））

- 特定複合観光施設区域整備法の制定に伴う犯罪収益移転防止法の改正により、特定事業者に「カジノ事業者」を追加
- FinTechに対応した本人確認の方法新設等を内容とする犯罪収益移転防止法施行規則の改正

2 特定事業者等に向けた取組等（年次報告書第3章（38頁～44頁））

- 「犯罪収益移転危険度調査書」をウェブサイト等で公表
- 金融機関等を対象に「疑わしい取引の届出」研修会や個別訪問を実施
- 特定事業者に対する報告徴収13件、特定事業者の所管行政庁に対する意見陳述11件を実施

3 疑わしい取引の届出とその活用状況（年次報告書第4章（47頁～53頁））

- 疑わしい取引の届出受理件数

区分\年別	平成21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
受理件数	272,325	294,305	337,341	364,366	349,361	377,513	399,508	401,091	400,043	417,465

- 疑わしい取引に関する情報を端緒として検挙した事件数

区分\年別	平成26	27	28	29	30
端緒事件数	1,001	1,096	1,091	1,097	1,124

4 マネー・ローンダリング事犯の検挙状況（年次報告書第5章（54頁～58頁））

- マネー・ローンダリング事犯の検挙事件数

区分\年別	平成21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
検挙事件数	236	214	251	249	282	300	389	388	361	511

※ 数値は、組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法の各検挙事件数を加えたもの。

5 外国FIUとの情報交換（年次報告書第6章（69頁～72頁））

外国FIUとの間で積極的に情報交換を実施、新たに3か国と情報交換枠組みを設定（30年末現在、合計104の国・地域との間で設定）

6 今後の取組

疑わしい取引に関する情報の積極的かつ効果的な活用に向けた取組を推進するとともに、FATF第4次対日相互審査に向けた的確な対応を進めていく。